

## 【国土交通省補助事業】

### 令和7年度 建築物省エネ法講習（小規模非住宅建築物設計者用）

令和7年4月1日に改正建築物省エネ法が施行され、小規模建築物を含む原則全ての新築等に省エネ基準適合義務が課されました。これに伴い、原則全ての建築物で省エネ基準への適合を確認することになりますが、非住宅には「仕様基準」が設けられていないため、計算によって省エネ基準への適合を確認する必要があります。

本講習では、新たに省エネ適判の対象となった小規模非住宅建築物に使用できる簡易計算法「モデル建物法（小規模版）」の計算プログラムへの入力等について解説し、省エネ基準適合義務化に資することを目的としています。

**開催日時** 令和7年8月29日（金） 13：30～17：30

**会場** 宮城県建築設計会館

住所：仙台市青葉区上杉2丁目2-40

TEL：022-223-7330

**定員** 30名（先着順）

**対象者** 小規模非住宅建築物の省エネ計算の経験が少ない方、不得手な方等

**受講料** 無料

**講師** ビューローベリタス ジャパン 株式会社

株式会社イズミコンサルティング

**講習形態** 動画講習＋講師による巡回指導、質疑応答

※講習動画等は、以下の日事連HPからもご覧いただけます。

▼建築物省エネ法講習（日事連HP）

<https://www.njr.or.jp/list/class/2025/01874.html>

**申込期間** 令和7年8月5日（火） ～ 令和7年8月25日（月）

**申込方法** 別紙申込書をご記入の上、いずれか下記方法により事務局までお送りください。

※受講票はございません。メールにて受理のお返事をいたします。

①メール jimukyoku@miyajikyo.com

②FAX 022-223-7319

③QRコード



#### 持ち物

- ・ノートPCまたはタブレット（Excelが使用できる機器を、フル充電してご持参下さい）
- ・筆記用具
- ・電卓

プログラム (受付 13:15～)

| 時間                    | 内容  |
|-----------------------|---|
| 13:30～17:30           | 主催者あいさつ   |
| 13:30～14:45<br>(約75分) | 1. 建築物省エネ法の概要<br>2. 非住宅建築物の省エネルギー基準<br>3. 非住宅用途における計算方法<br>4. モデル建物法 (小規模版) 【入力演習】 ※PC 使用   |
| 14:45～14:55<br>(10分)  | 休憩  |
| 14:55～16:25<br>(約90分) | 4. モデル建物法 (小規模版) 【入力演習】 ※PC 使用  |
| 16:25～16:35<br>(10分)  | 休憩  |
| 16:35～17:30<br>(約55分) | 5. 入力シートを利用した評価方法 【アップロード演習】 ※PC 使用<br>6. 基準未達時における基準適合のポイント<br>7. 設計図書への記載項目について<br>8. 工事監理の確認項目および確認方法について<br>9. 住宅と非住宅の複合建築物の場合<br>10. 増改築時における省エネ性能の算定の考え方<br>11. 軽微な変更 |
|                       | 質疑応答、アンケート記入  |

※本講習の受講に際して、事前に入力シート (Excel) のダウンロードが必要になります。

※入力演習の進捗状況に応じて、演習時間を延長する場合がありますので、終了時刻が延びる可能性があります。

※講習会終了後はアンケートへのご協力をお願い致します。

受講申込 記入欄

|         |  |
|---------|--|
| 建築士事務所名 |  |
| 受講者名    |  |
| 住所      |  |
| メール     |  |

2025年8月25日(月)まで

FAX: 022-223-7319

または

Mail [jimukyoku@miyajikyoo.com](mailto:jimukyoku@miyajikyoo.com)

にてお送りください。

お問い合わせ先

(一社) 宮城県建築士事務所協会  
住 所: 仙台市青葉区上杉2丁目2-40  
TEL: 022-223-7330  
FAX: 022-223-7319